

(別紙1)

令和8年度

学生ボランティア派遣事業実施要項

姫路市教育委員会

1 目的

教職や臨床心理士、社会福祉士等を目指す学生をボランティアとして学校園に派遣し、幼児児童生徒への個に応じたきめ細やかな支援を行うことにより、学校園教育の充実を図るとともに、学生の資質向上に寄与する。

2 主な活動内容

- (1) 別室登校をするなど、不登校傾向を示す児童生徒への支援
- (2) 授業中の教員の補助及び個々の幼児児童生徒への学習支援や生活支援

3 活動期間

- (1) 週1日(月～金曜日)4時間程度、3箇月以上または年度末まで継続的に活動する。
- (2) 令和8年5月～令和9年3月末までの期間とする。
- (3) 学業その他による事情がある場合は、活動期間の変更を可能とする。ただし、事前に担当指導主事まで連絡を入れるものとする。

4 募集・面接・登録

(1) 応募資格

下記の要件を満たす大学生、大学院生、大学卒業生

- | |
|---|
| <p>ア 教職や臨床心理士、社会福祉士等を目指して教職課程や教育学、心理学、福祉学等を学び、子供への理解と情熱のある大学2年生以上の学生、または卒業生</p> <p>イ 週1日(月～金曜日)4時間程度、3箇月以上または年度末まで継続的に活動可能な学生</p> <p>ウ ボランティア活動に係る単位取得を目的としている学生においては、単位取得以降も継続して活動する意思のある学生</p> <p>エ 下記の事項を遵守できる学生</p> <ul style="list-style-type: none">・ 学校園教育の向上に貢献するため、意欲的に活動すること・ 教育委員会、校園長及び担当教諭の指示に従うこと・ 活動により知り得た個人情報秘守すること・ 政治的または宗教的に中立性を保持し活動すること・ 学校園の信用を損なわないよう活動すること |
|---|

(2) 応募方法

希望者は面接・登録カード(様式4)を姫路市教育委員会学校指導課宛に提出する。

※ 問合せ先

姫路市教育委員会 学校指導課生徒指導係
〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 北別館
TEL 079-221-2771
E-mail kyo-gakosido@city.himeji.lg.jp

(3) 面接について

令和8年4月～ 随時

(応募書類を提出した学生等に担当指導主事が電話連絡をし、日程調整をする。)

(4) 学生ボランティアの登録

書類・面接等必要な審査と研修を行い、適当と認めた者を「学生ボランティア名簿」に掲載し、教育委員会で登録する。

5 派遣申請及び派遣決定

派遣を希望する学校園は、派遣申請書(様式1)を教育委員会へ提出する。教育委員会は、ボランティア登録者の中に適任者がある場合に派遣を決定する。

6 委嘱及び派遣等

(1) 委嘱について

教育委員会は、「学生ボランティア名簿」への登録者の中から、派遣先の希望要件や活動日時等を勘案して適任者を「学生ボランティア」として委嘱し、派遣する。

(2) 研修・派遣について

ア 教育委員会は派遣校園との綿密な打合せを実施した上で、学校園へ学生を派遣する。

イ 教育委員会は、学生ボランティア派遣にあたり事前に研修を実施する。

7 その他

(1) 市民活動傷害等見舞金給付制度・ボランティア等賠償補償制度への加入

教育委員会は、「学生ボランティア名簿」登録者を対象とした市民活動傷害等見舞金給付制度・ボランティア等賠償補償制度に加入する。

(2) 報償

無償とする。

(3) 派遣(システム)概念図

